

E. 各種支援

1. 課外活動指導者の交通費補助

甲南大学父母の会では、登録されている指導者に出張旅費などを援助する制度を設けています。

以下、父母の会、「課外活動の指導出張旅費の支出に関する内規」より抜粋。

〔対象となる学生の団体活動〕

第 1 条 この出張旅費支出の対象となる学生の団体活動は大学が承認した課外活動団体が原則として所定の集会届、試合参加届、合宿旅行届のいずれかを予め学生部長に届け出て行うものに限る。

〔対象となる費用〕

第 2 条 この出張旅費の対象となる費用は、原則として前項の課外活動に当該団体の課外活動団体顧問(以下「顧問」という。)及び監督・コーチ等の課外活動団体指導者(以下「指導者」という。)が参加した場合に限り、その顧問及び指導者の行程となる交通機関(自宅起点)に要する交通費・宿泊費の実費とする。

・宿泊費 上限 1 日 10,000 円

・交通費 自家用車を使用した場合、通行料金・駐車料金のみ

2. 海外遠征のための出張旅費についても前号に準ずるが、年間 69,000 円を超える場合はその超える部分について半額を補助する。ただし総額において 20 万円を限度とする。

(事実の照合)

第 3 条 この出張旅費支出の対象となる事項に関する事実の照合は、課外活動団体の責任者が学生部へ提出した届書に顧問・指導者が同行していることを記載しているものについてその行事の完了後に行う。

(予算上の制限)

第 4 条 この出張旅費は本会予算の指導出張旅費から支出し、以下のように規程する。

顧問 1 名上限 69,000 円

顧問・監督兼任 1 名上限 200,000 円

指導者 (Category1) 0 円...Category1 とは Category2、Category3 に属さない指導者をいう。

指導者 (Category2) 1 団体上限 69,000 円...Category2 とは学生部が開催する安全講習会に当該指導者が出席し、金甲賞授賞式に当該指導者もしくは学生が出席していることを条件とする。なお「指導者」とは学生部長が委嘱した指導者をいう。また、事前にやむを得ない理由が申告されていれば出席扱いとすることができるが、無断欠席の場合 Category2 とは見なさない。

指導者 (Category3) 1 団体上限 200,000 円...Category3 とはスポーツ強化支援室が認定した当該団体で、学生部長が委嘱した指導者をいう。
Category2 の条件を満たしていなければなりません。

(申請手続)

第 5 条 この出張旅費の申請手続は、父母の会所定の用紙に必要事項を記入し、活動報告書・請求書(領収書)を添付し、次の各部課室へ提出しなければならない。